

# 古物営業法の一部改正に伴う申請・届出方法の変更について 〈変更日:令和2年4月1日〜〉

## ◎ 変更届出 ～「変更前（変更の3日前まで）の届出」 （営業所の名称・所在地の変更、営業所の新設・廃止等）

- 届出先  
営業所の所在地を管轄する警察署  
※ 群馬県内外に関わらず、古物営業の営業所として届出済の営業所の所在地を管轄する警察署であれば、どの警察署でも届出することができます。
- 届出期限  
当該変更の3日前までに届出 **重要な改正点**
- 届出書の様式（別記様式第5号）  
県警ホームページの「手続き・申請」→「古物営業関係手続」→「変更届出【変更前の届出】」に掲示します。（4月1日〜）※ 従来の届出書とは様式が変更となっています。

## ◎ 変更届出 ～「変更後の届出」 （住所、法人名称・所在地、法人役員、営業所管理者の変更等）

- 届出先  
営業所の所在地を管轄する警察署  
※ 群馬県内外に関わらず、古物営業の営業所として届出済の営業所の所在地を管轄する警察署であれば、どの警察署でも届出することができます。
- 届出期限  
当該変更の日から14日（登記事項証明書の添付が場合は、20日）以内に届出
- 届出書の様式（別記様式第6号）  
県警ホームページの「手続き・申請」→「古物営業関係手続」→「変更届出・書換申請【変更後の届出】」に掲示します。（4月1日〜）  
※ 従来の届出書とは様式が変更となっています。

### 重要なポイント

### ～ 許可証の書換申請 ～

（変更届出のうち、住所、法人名称・所在地、代表者の交替（代表者の住所変更を含む。）行商の別の変更で、許可証の書換えが必要な場合）

提出先は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署のみ

★ つまり、許可証の書換えが必要な変更届出の場合、許可証の書換事務は、「主たる営業所の所在地を管轄する警察署」のみで行うこととなりますので、提出先を間違えないでください。

## ◎ 変更届出（変更前の届出）のイメージ図

下記のイメージ図は、群馬県以外の都道府県にも営業所がある場合を想定していますが、群馬県内のみ営業所がある場合も考え方は同じです。

### ◎ 株式会社警察商事（主たる営業所は群馬県内）

<群馬県>

- ・前橋支店  
（主たる営業所）
- ・高崎支店

<栃木県>

- ・宇都宮支店
- ・佐野支店
- ・足利支店

<茨城県>

- ・水戸支店
- ・土浦支店
- ・古河支店

（例）「高崎支店」の名称を変更

（例）「太田支店」を新設

届出済の営業所の名称・所在地を変更する場合は、営業所の所在地を管轄する警察署であればどこでも届出することができます。

太田支店を管轄する太田署管内には営業所がないので、太田署には届出することはできませんが、届出済の営業所の所在地を管轄する警察署であれば、どこでも届出することができます。

## ◎ 変更届出（変更後の届出で許可証の書換不要）のイメージ図 （法人役員、営業所管理者、取り扱う古物の区分等の変更）

### ◎ 株式会社警察商事（主たる営業所は群馬県内）

<群馬県>

- ・前橋支店  
（主たる営業所）
- ・高崎支店

<栃木県>

- ・宇都宮支店
- ・佐野支店
- ・足利支店

<茨城県>

- ・水戸支店
- ・土浦支店
- ・古河支店

（例）高崎支店の管理者を異動により変更した内容の変更届の場合

届出済の営業所の所在地を管轄する警察署であれば、どこでも届出することができます。

## ◎ 変更届出（変更後の届出で許可証の書換が必要）イメージ図 （住所、法人名称・所在地、代表者の変更（住所変更を含む。）、行商の別の変更）

### ◎ 株式会社警察商事（主たる営業所は群馬県内）

<群馬県>

- ・前橋支店  
（主たる営業所）
- ・高崎支店

<栃木県>

- ・宇都宮支店
- ・佐野支店
- ・足利支店

<茨城県>

- ・水戸支店
- ・土浦支店
- ・古河支店

（例）法人代表者を異動により交替した内容の変更届の場合

主たる営業所の所在地を管轄する警察署に提出すれば、書換申請も同時に行うことができます。

許可証の書換えが必要な変更届出も、営業所の所在地を管轄する警察署であれば、どこでも届出はできますが、その場合は、改めて主たる営業所の所在地を管轄する警察署に書換申請を提出する必要があります。